

2011年11月22日

一般社団法人 日本取締役協会
独立取締役委員会

大王製紙、オリンパス問題における緊急意見

日本取締役協会 独立取締役委員会(委員長 富山和彦¹)は、大王製紙、オリンパス問題に関し、その重要性に鑑み、会員による緊急の会合を開き、この問題について議論を行い、以下の見解をまとめました。

1. 独立取締役

公開企業においては、独立性を有する社外からの取締役(独立取締役)を最低でも複数導入し、社内情報へのアクセス権を持たせることを制度化すべきである。

2. 厳正な処分

二つの事案については、そこに何らかの不正があったならば市場経済システム健全化の為に、全ての有責関係者に対し責任追及と厳正な処分がされるべきである。

3. ソフトロー

二つの事案は重大ではあるものの、極めてまれなケースであると思われる。したがっていたずらに制度を厳格化することにより企業の活力を損なうことなきよう、市場関係者主導のソフトローにてコーポレート・ガバナンス強化を加速させるべきである。

◆日本取締役協会は経営者、専門家、研究者、独立取締役、機関投資家が集まる日本で唯一の団体です。コーポレート・ガバナンスを充実することにより、企業活動を発展させ、日本経済を元気にすることを目的にしています。設立 2002年3月13日。会長 宮内義彦(オリックス会長・グループ CEO)

¹ 株式会社 経営共創基盤 代表取締役 CEO

2011年11月25日

大王製紙、オリンパス問題における意見書

一般社団法人 日本取締役協会
独立取締役委員会

大王製紙、オリンパスに関わる昨今の騒動が、我が国の上場企業におけるコーポレート・ガバナンスに対する内外からの信頼を大きく揺るがしている。

もとより企業、とりわけ上場企業は社会の公器である。企業と企業経営者は、株主をはじめ、多くのステークホルダーに対し、また究極的には、企業の持続的な存在基盤である社会全体に対し、様々な法的ないし社会的責任を負っている。その中でも、取締役の善管注意義務・忠実義務を含む法令順守(コンプライアンス)、開示の透明性確保は、経営者が果たすべきもつとも基本的な責任である。今回、このような基本的事項に関わる深刻な問題が表面化した。それもバブル崩壊後の企業不祥事の頻発を受けて、この10年間にわたり、制度的には金商法、J-SOX法、会社法の制定あるいはソフトローとしての証券取引所の上場規則など、様々なコーポレート・ガバナンス改革、コンプライアンス強化を行ってきたあと、正直、今さらという感をぬぐえない時にである。この衝撃は、日本取締役協会・独立取締役委員会としても、極めて重く受け止めざるをえない。

いずれの事案も、捜査当局が動き出した段階であり、未だすべての真相が明らかにされているわけではない。その中身や、関係した個々人にかかわる責任問題について、本声明で深く立ち入ることは適切ではないと考える。しかし報道されている内容、公表されている第三者委員会の調査報告書、会社側の説明などから推察する限り、両事案とも、当時の経営トップが不祥事の当事者として直接に深く関わっていた可能性が高い。しかも両社ともに、比較的、優良企業とされていた企業であり、経営トップもそれぞれに強いリーダーシップを持ってその職責を果たしてきたと思われていたケースである。また、その裏腹かもしれないが、問題状況が長期にわたり隠匿された後、あるいは状況が甚だしく深刻化してから表面化している。その意味で、本声明は、一般に優良、健全と言われる企業においても、将来的にいつ起きてもおかしくない問題、あらゆる企業にとって他人事ではない「我が事」として本件をとらえ、我が国のコーポレート・ガバナンス全般に関わる緊急メッセージを発するものである。

JACD

日本取締役協会

かつての山一事件やカネボウ事件でもそうだったが、こうした事案の多くは、企業の組織防衛という言い訳と本人の自己保身が重なり合う状況において、トップ自身とその周辺によって、何らかの隠ぺい工作や不適切な処理が行われることから始まる。やがてそれが雪だるま式に拡大し傷口を広げていくというのが、典型パターンである。

経営トップは社内的には極めて強い存在である。通常、「子飼い」と言われる直系の部下を使って行われることの多いこの手の不適切な工作が、社内で表沙汰にされ、ちゃんとした経営プロセスにおいて議論の対象にされる可能性は低い。仮にそうなくても、立場が取締役であろうと、監査役であろうと、社内出身の人間が、正面からトップの判断や言動に異を唱え、現実的にトップの暴走を食い止めることは容易ではない。ましてやトップを創業家出身者が代々務める、いわゆる「オーナー経営」においては、大株主という権力性の契機と創業家という正統性の契機とが相まって、その実質的な権力は絶大であり、この傾向は極めて顕著になる。

また、巧みに工作された隠ぺいは、仮に会計監査が適切に行われていたとしても、運よく何らかの端緒を得ない限り、発覚するには、それなりの時間と問題の重大化を要するというのも、歴史が証明している通りである。これは株主についても同様で、不特定多数化している株主の社内情報へのアクセス能力、経営者の日常的な行為に対する牽制機能には、自ずと大きな限界がある。

いわゆる社外取締役や社外監査役も、その独立性が脆弱で、社内情報へのアクセス力（これは従業員サイドからの通報なども含む）に大きな制約があれば、実質的にはほとんど機能しない事も今回、改めて証明されつつあるように思われる。

やはり経営トップに対する実効的な牽制システムが、経営のより中枢部分に存在していることが、コーポレート・ガバナンスが持続的に機能する重要な条件なのである。日本取締役協会としては2005年10月13日に「独立取締役コード」を発表し、当委員会としても2009年6月18日に、「独立取締役制度に関する中間提言」を発表してきた。さらには、2011年7月に「独立取締役の現状と課題——社外取締役から独立取締役へ——」（別冊商事法務359号）も発刊した。そこで、まさに経営の中枢部分、経営上の実質的な最高意思決定及び監督機関である、取締役会における単なる社外取締役ではなく、真の意味での経営者から独立した独立取締役の重要性とその果たすべき役割を、繰り返し世に問うてきた。これらの提言を基にして、市場の信頼を取り戻し、今回の件を我が国のコーポレート・ガバナンスを真に確立・強化する契機とするために、以下の三点を緊急提言する。

① 独立取締役制度を制度面、実質面の両面で強化せよ

まず上場企業は、経営者からの実質的な独立性(立場においても、能力識見においても、株主を含めたすべてのステークホルダーの長期的・持続的な全体利益を代表して行動できるという意味での独立性)を有する独立取締役を、少なくとも複数、取締役会に有すべきこと。監査役設置会社においても、報酬、指名などの重要事項については委員会設置会社同様の委員会制度を採用し、独立取締役がそれらの委員会の過半数及び委員長を担うべきこと。独立取締役や監査役には、専門的知見があり、しかも職業倫理上、法的に重い義務を負っている弁護士や公認会計士が含まれていること。そして、これらの独立取締役、独立監査役には、実効性を担保された社内情報へのアクセス権を持たせること。こうした事項につき、上場企業、各位の真摯な努力を望むとともに、証券取引所を含む関係当局においては、これらの事項に関わる制度改革への取り組みがなされることを期待する。

② 取締役、監査役に対するコーポレート・ガバナンス教育、コンプライアンス教育の強化、徹底

次に経営トップはもちろん、取締役、監査役としての法的義務、社会的・道義的責任、その他コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスに関する教育と、公器たる上場企業の経営に関わる者としての健全な責任感の醸成状況について、全ての上場企業が直ちにレビューを行うとともに、さらなる徹底、強化を図る必要がある。いかなる制度整備を行っても、人間の行動は内なる心のありようから生まれるものである以上、心が蝕まれれば人は間違いを犯すし、その気になれば、制度の網をかいくぐって不正行為に手を染める事は起きうる。当事者個々人の倫理性、モラルの問題から逃げる事は許されないのだ。

③ 徹底的な真相究明と厳正な処分

最後に、今、問題になっている二つの事案について、関係当局及び当事者企業自身による徹底的な真相究明と公開、そこに何らかの不正が実際にあったならば、厳正な責任追及と処分が行われるべきである。なお、この厳正性は、いたずらにムードや情緒に流されてペナルティーを振り回すことを意味しない。当局及び当事者企業が行うべき厳正な処分とは、まずもって不正行為に関わった全ての有責関係者に対し、情実を挟むことなく、厳しく民事・刑事の責任を追及し公正なペナルティーを科すこと。そして今後の経営から徹底排除することである。また処分全体として、当該企業にとっても、また市場経済システム全体にとっても、未来に向けて、企業の経済活動を適正化、公明正大化し、その本質的、持続的な価値を高めることを動機付けるものでなくてはならない。

また、いわゆる「飛ばし」関連の不祥事については、これ以外に引きずっている事案はもうないのか、本件を端緒として、改めて関係当局が徹底的な洗い出しを行う事も期待したい。

こうした不祥事が表に出るたびに、罰則の強化や企業の内部統制手続きの強化を叫ぶ声
が、特に政治周辺から起こりがちである。しかし、近年の制度強化があつたにもかかわらず、今
回こうした不祥事が表面化したこと、またエンロン事件やリーマンの破綻も、日本で言えばいわ
ゆる委員会設置会社と同様のガバナンス体制下で起きたこと(特に世界を金融危機に陥れた
リーマンの破綻は SOX 法施行後)に鑑みると、いたずらに制度をいじりまわす論に、当委員会
は必ずしも与(くみ)しない。企業経営とは、本質的にダイナミックなものであり、リスクに挑戦し
ていくものである。制度をあまりに厳格化、細密化することは、こうしたダイナミズムや活力を企
業から奪う危険性がある一方で、法令に形式的に適合させるためのコストがかさむ割には、不
祥事を防止する実質面での限界効用は逡減するきらいがある。むしろ当委員会としては、真
に実効的な制度整備、態勢整備を、ハードローのみに頼ることなく、企業自身を含む市場関
係者主導のソフトロー型で急ぐことを中心に、何よりも実質論としてのコーポレート・ガバナンス
の強化を加速させるべきと考える。

繰り返しになるが、いずれの問題事案も、報道を見る限り、バブル崩壊以来の超長期にわた
る、あるいはその不祥事の構造が稚拙に過ぎて、「今さら」感がぬぐえない事案である。だから
こそ、コーポレート・ガバナンスの問題は、人間性の本質、人間性の現実の根源に関わる永遠
の重い課題を、私たちに投げかけているとも言える。コーポレート・ガバナンスは、会社の経営
コントロールの制度であるが、制度は、あくまでも人が動かすものであるから、その意味でまさ
に人としてのあり方の問題そのものでもある。したがって、企業経営者をはじめとする、コーポ
レート・ガバナンスに関わる全ての人間が、改めて襟を正し、これらの事案を他山の石と厳粛
に受け止めて、自らが不断の精進に努めるための戒めとしなくてはならない。

独立取締役委員会

委員長：株式会社経営共創基盤 代表取締役CEO 富山和彦

副委員長：中央大学法科大学院教授・東京大学名誉教授 落合誠一

本意見は、2011年11月16日に会合を開催し、議論を行った内容をまとめたものです。

問い合わせ：一般社団法人 日本取締役協会

〒105-6106 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル6 階

電話 03-5425-2861 e-mail info@jacd.jp

日本取締役協会

平成 23 年 11 月 30 日

関係各位

一般社団法人日本取締役協会

意見書の発表について

(社)日本取締役協会・会社法制委員会(委員長:中鉢良治・ソニー株式会社 代表執行役 副会長)は、本日、法務省に対し、会社法制見直しに関する第1段階目の提言として、現行の委員会設置会社制度に関し、制度設計の柔軟化を可能とする改正を求める意見書を提出しました。

法改正(制度設計の弾力化)を求める理由は次の通りです。詳細は、意見書をご覧ください。

- ① 平成 14 年の法改正で導入された現行の委員会設置会社制度の普及は必ずしも進んでいないが、現在法制審議会・会社法制部会で会社法制見直しの議論がなされている中、現行委員会設置会社制度についての議論が必ずしも十分になされていないと見受けられること。
- ② 現行の委員会設置会社制度自体がやや硬直的な制度であること等も原因となつて、既に委員会設置会社制度を採用している企業からも当該制度の利便性等に関する問題が指摘されていること。

会社法制委員会の意見の内容は次の通りです。

日本取締役協会・会社法制委員会と致しましては、わが国のコーポレート・ガバナンスの一層の向上を図ることを目的として、わが国においてもモニタリング・モデルに基づいた企業統治制度がより定着して行くことを確保すべく、現在議論されている会社法制見直しに伴い、現行の委員会設置会社制度はそのまま維持しつつも、新たに下記の柔軟設計型委員会設置会社制度を採用することを可能とする制度改正が行われるべきであると考えます。

日本取締役協会

記

① 取締役会の過半数が「独立取締役」で構成されていることを条件として、現行の委員会設置会社における、いわゆる必置三委員会（監査・指名・報酬）の設置義務を解除し、会社が必要と考える任意の委員会を設置することができるものとする（以下「柔軟設計型委員会設置会社」という。）。なお、柔軟設計型委員会設置会社制度を採用するためには、定款でその旨定めることを必要とするものとする。

② 各委員会の権能、構成員の要件及び決議要件等は、原則として、柔軟設計型委員会設置会社が定款又は定款所定の授權規定に基づく取締役会規則により任意に定めることができるものとする。但し、現行の委員会設置会社における監査・指名・報酬委員会のいずれかに相当する委員会が設置された場合には、それらの委員会の決定のみが終局的に柔軟設計型委員会設置会社を拘束するものとするためには、当該委員会の構成員の過半数が独立取締役でなければならないものとする。

③ 柔軟設計型委員会設置会社には、執行役を設置するものとし、監査役・監査役会を設置することはできないものとする。なお、柔軟設計型委員会設置会社における執行役の権限、選・解任手続、任期その他の枠組みについては、原則として現行の委員会設置会社制度における執行役と同様とする。

以上

平成 23 年 11 月 30 日

取締役会の監督機能の充実に向けた機関設計に関する提言 ～柔軟設計型委員会設置会社の導入に向けて～

一般社団法人 日本取締役協会
会社法制委員会
(委員長 中鉢 良治・ソニー株式会社代表執行役副会長)

日本取締役協会・会社法制委員会(委員長 中鉢 良治)は、わが国のコーポレート・ガバナンスのより一層の向上を図るべく、現在議論されている会社法制見直しに関するまずは第一段階の提言として、下記の柔軟設計型委員会設置会社の制度を導入することを、ここに提言致します。

現在、法制審議会・会社法制部会では、監査役会設置会社における取締役会の監督機能の充実を主たる観点として、監査・監督委員会設置会社制度の導入に向けた議論が行われているところです。

これに対して、会社法において監査役会設置会社制度と同列に位置づけられている委員会設置会社制度は、平成 14 年商法改正により、モニタリング・モデルをわが国株式会社に導入するとの目的で創設されたものの、平成 23 年 8 月 9 日現在、わずか 87 社のみ(うち上場会社 61 社)が当該制度を利用しているにとどまり、必ずしもその普及は進んでおりません。委員会設置会社制度を採用している会社は当該制度を有効に活用している状況であると考えられますが、現行の委員会設置会社制度自体がやや硬直的な制度であること等も原因となって、既に委員会設置会社制度を採用している会社からも当該制度の利便性等に関する問題が指摘されているところです。このような状況にも拘わらず、法制審議会・会社法制部会においては、監査役会設置会社制度のガバナンスの在り方に関する問題についてのみ議論が集中し、現行の委員会設置会社制度に関する議論については、必ずしも十分に行われているものとは見受けられません。

そこで、日本取締役協会・会社法制委員会と致しましては、わが国のコーポレート・ガバナンスの一層の向上を図ることを目的として、わが国においてもモニタリング・モデルに基づいた企業統治制度がより定着して行くことを確保すべく、現在議論されている会社法制見直しに伴い、現行の委員会設置会社制度はそのまま維持しつつも、新たに下記の柔軟設計型委員会設置会社制度を採用することを可能とする制度改正が行われるべきである

と考えます。¹

記

1. 取締役会の過半数が「独立取締役」で構成されていることを条件として、現行の委員会設置会社における、いわゆる必置三委員会の設置義務を解除し、会社が必要と考える任意の委員会を設置することができるものとする(以下「柔軟設計型委員会設置会社」という。)。なお、柔軟設計型委員会設置会社制度を採用するためには、定款でその旨定めることを必要とするものとする。
2. 各委員会の権能、構成員の要件及び決議要件等は、原則として、柔軟設計型委員会設置会社が定款又は定款所定の授權規定に基づく取締役会規則により任意に定めることができるものとする。但し、現行の委員会設置会社における監査・指名・報酬委員会のいずれかに相当する委員会が設置された場合には、それらの委員会の決定のみが終局的に柔軟設計型委員会設置会社を拘束するものとするためには、当該委員会の構成員の過半数が独立取締役でなければならないものとする。
3. 柔軟設計型委員会設置会社は、執行役を設置するものとし、監査役・監査役会を設置することはできないものとする。なお、柔軟設計型委員会設置会社における執行役の権限、選・解任手続、任期その他の枠組みについては、原則として現行の委員会設置会社制度における執行役と同様とする。

[解説]

- (1) 従来の委員会設置会社において、監査・指名・報酬の三委員会が必置とされ、①これらの委員会のうち1つ以上を設置しないこと、又は②これらの委員会の権限を会社法上想定されている範囲よりも拡大し若しくは制限することは、いずれも会社法上は許容されていない。

しかしながら、従前より、従来の委員会設置会社の制度においては、このように三

¹ なお、(社)日本経済団体連合会が発表した「我が国におけるコーポレート・ガバナンス制度の在り方について」(2006年6月20日)において、「4.コーポレート・ガバナンスの実効性向上のための制度整備」として、「(3)委員会制度の見直し・・・現在、委員会設置会社については、会社法上、監査委員会、報酬委員会、指名委員会の3委員会の設置が強制されている。また、委員会の独立権限の仕組みしか採用されていないが、一部の委員会のみを設置や社外取締役過半数の場合に取締役会が委員会に代替できる仕組み等、各社が自らの特性に合わせて各委員会の柔軟な利用を可能とすることが望まれる。」との考え方が示されている。

委員会の設置が強制されていること、及び委員会の権限が法定されていることによつて、各委員会の決定事項が硬直的で機動性に欠けるという問題点も指摘されていたところである。また、当委員会が今夏に実施したアンケート結果によれば、既に委員会設置会社制度を採用している会社からも、同様の問題点が指摘された。

- (2) そこで、個別の株式会社それぞれの多様なニーズに合わせるべく、従来の委員会設置会社の制度をより柔軟化し、委員会設置会社における三委員会必置を解除し、取締役会が定める任意の事項毎にそれぞれの委員会に対して取締役会の権限の一部を委譲することができるような柔軟設計型委員会設置会社制度を導入することが望ましいと考えられる。

もっとも、このような制度の下では、一部の取締役のみで構成される委員会に対して、場合によっては現行の委員会設置会社以上に取締役会の権限が委譲されることとも認めるものであることからすると、従来の委員会設置会社以上に、取締役会による経営監督機能を確保する必要があると考えられる。

また、従来の委員会設置会社制度の硬直性などを懸念して、委員会設置会社に移行していない監査役会設置会社の中にも、任意に法令に基づかない委員会を設置することで、擬似的にモニタリング・モデルを導入している株式会社が相当数存在しているようである。当委員会による上記のアンケート結果によれば、そのような監査役会設置会社の多くは、社外取締役の確保を大きなハードルであるとは考えておらず、上記のような柔軟設計型委員会設置会社制度が導入された場合には、このような監査役会設置会社の中から柔軟設計型委員会設置会社に直接移行する会社がでてくることも期待される。

- (3) 加えて、取締役会の決定により任意の委員会を設置することを許容する米国における委員会制度の運用においては、委員会の権限は、取締役会の任意の決定による授權に基礎を置くものであつて委員会がそれ自体固有の権限を有するものではなく、また、各委員会の権能、構成員の要件及び決議要件等も取締役会が自由に決定することが可能であり、したがつて、任意に設置された委員会の決定は、授權者たる取締役会の決議によつて覆すことが可能であると解されている。このような米国における理論的整理も踏まえ²、また、現行委員会設置会社の硬直性の改善を図るとの観点から

² 例えば、

- ① 20を超える州が採用している Model Business Corporation Act に関する American Bar Association の注釈では、“the whole board of directors may reverse or rescind the committee action taken, if it should wish to do so.”
- ② Principles of Corporate Governance の第 3.02 条(b)(4)に関する American Law Institute の注釈では、“The term “review,” as used in § 3.02(b)(4), includes the power to revise or reverse any actions of a committee, ... subject only to legal rights that third parties may have acquired as a result of such actions.”

も、本提言案における柔軟設計型委員会設置会社においても、委員会の決定と取締役会決議との関係については、基本的には、各社が定款又はその授權に基づく取締役会規程に基づいて自由に設計することを可能にすべきであると考えられる。

もつとも、米国においても、上場企業に関しては、監査委員会・報酬委員会の設置が法令によって強制されており³、法令に基づく強制設置委員会の権限に基づく決定を取締役会全体の広汎な裁量により覆すことは、これらの法令による設置義務との整合性の観点から限界があるとも考えられているところである。また、わが国においても、上記の通り、現行の委員会設置会社においては監査委員会・報酬委員会・指名委員会の設置が法令によって強制されていることからすると、このような米国における実務解釈との整合性の観点からも、本提言案における柔軟設計型委員会設置会社が、仮に、その選択により、現行の委員会設置会社における必置三委員会に相当する委員会を設置し、かつ当該委員会の構成員の過半数が独立取締役である場合には、当該委員会の決定が柔軟設計型委員会設置会社を最終的に拘束し、取締役会の決議によっても覆すことができないという整理を採ることが適切ではないかと考えられる。

- (4) 以上のような柔軟設計型委員会設置会社制度を導入することにより、現行委員会設置会社の制度の硬直性を打開すると共に、モニタリング・モデルの導入を促進することが可能となり、ひいてはわが国のコーポレート・ガバナンスの向上にも大きく寄与するものとする。

以上

とされている。

³ 米国では、上場会社については、①Sarbanes-Oxley Act301 条により追加された 1934 年 Exchange Act 10A(m)(1)及び SEC Rule10A-3 並びに証券取引所の規則(例えば、NYSE manual 303A.06)によって監査委員会の設置が強制されているほか、②Dodd Frank Act352 条により追加された 1934 年 Exchange Act Section10C 及び証券取引所のルール(NYSE Listed Company Manual 303A.05)により報酬委員会の設置が強制されている。また、これらに加えて、③法令ではないが、証券取引所のルール(NYSE Listed Company Manual 303A.04(a)等)で指名委員会の設置も義務づけられており、現在の日本法のもとでの三委員会必置の委員会設置会社と同様のシステムが採られている。

会社法制委員会

委員長：中鉢 良治(ソニー株式会社 代表執行役副会長)

副委員長：太田 洋 (西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士)

[ワーキンググループ]

リーダー：西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士 太田 洋

サブリーダー：西村あさひ法律事務所 弁護士 大井悠紀

西村あさひ法律事務所 弁護士 生方紀裕

イオン株式会社 法務部マネージャー 満重 誠

コニカミノルタホールディングス株式会社 法務総務部

第1グループ マネージャー 佐藤賢一

ソニー株式会社 法務部門コーポレート法務部 担当部長 土橋博雄

ソニー株式会社 法務部門コーポレート法務部 小林恵理子

帝人株式会社 法務室 山中康裕

株式会社りそなホールディングス コンプライアンス統括部

企業法務室長 野澤幸博

本件に関する問い合わせ先

提出者：一般社団法人 日本取締役協会 会社法制委員会

郵便番号：〒105-6106

住所：東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル6階

電話番号：03-5425-2861

[審議の経緯]

1. 会社法制委員会の活動の目的と範囲

(1) 法制審議会・会社法制部会では会社法制の見直しのための審議が進行中である。テーマは、①企業統治のあり方、②親子会社の規律、及び、③その他、である。関係方面における審議の動向にもらみ、委員会及びその下に設置されるワーキンググループでの議論を基に、必要な意見発出等を節目毎に行っていく。

(2) また、現行制度（委員会設置会社制度等）の運用に伴う制度・運用上の問題についても、継続的に議論し、必要な対外発信を行っていく。

2. ワーキンググループ（WG）の組成（リーダー：太田副委員長）

3. 会合の運営方法

(1) 2011年5月頃から活動開始。1回当たり、90～120分程度の会合を、外部情勢も勘案しつつ、月1回、又は、2月に1回程度の頻度で、開催。

(2) 大まかなスケジュール感

・年初は、2011年秋～年末、法務省より提示予定の中間試案に対するパブコメ対応を視野に入れ、活動。その後は、一年を目途に意見発表を目標とする。

・秋以降 引き続き開催。

4. その後の対外発信

～会社法改正案の動向

[活動実績]

2011/05/27 第1回

講師：東京大学大学院 法学政治学研究科 教授 神田秀樹氏

審議事項：①法制審議会（会社法制部会）の審議状況、②現行制度（委員会設置会社）の問題点等

2011/07/13 第2回

審議事項：現行委員会設置会社制度の問題点と会社法制見直し

2011/11/09 第3回

審議事項：①現行委員会設置会社制度等に関するアンケート調査と提言案、②監査・監督委員会設置会社制度について

2011/12/14 第4回

審議事項：法制審の監査・監督委員会設置会社制度案の概要（続き）その他会社法制見直しに関する中間試案の方向性と基本的論点（予定）

コーポレート・ガバナンスをめぐる世界主要国の主な動き

日 本	米 国	英 国	欧 州 (EU)
<h2>2008年9月：リーマン・ショック</h2>			
<ul style="list-style-type: none"> ・2009年6月：経済産業省「企業統治研究会」報告書公表 ・2009年6月：金融庁金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するステイググループ」報告書公表 ・2009年12月：東証上場規則改正 ・2010年3月：金融庁企業内容等開示府令改正 ・2010年4月～：法務省法制審議会 会社法制部会開催 ・2010年4月～：金融庁「コーポレート・ガバナンス連絡会議」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年7月：Dodd-Frank Act 成立 ・2010年8月：Proxy access rule 採択 ・2011年1月～：Say-on-pay vote 導入 ・2011年7月：Proxy access rule が連邦裁判所によって無効とされる 	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年11月：The Walker Review 公表 (FRC) ・2010年6月：The UK Corporate Governance Code 公表 (FRC) ・2010年7月：The UK Stewardship Code 公表 (FRC) ・2011年2月：Women on boards 公表 (Lord Davies) ・2011年5月：Gender Diversity on Boards に関する Consultation Document 公表 (FRC) ・2011年6月：Professor John Kay が、英国株式市場への投資と、英国上場企業の長期的なパフォーマンス及びガバナンスに対する影響についてレビューすることを、BIS長官が発表 ・2011年9月：経営者の報酬と長期的な企業業績との連動、それに対する株主の発言権についてのレポートを公表 (BIS) ・2011年10月：Gender Diversity on Boards に関する Feedback Statement 公表 (FRC) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年6月：Green Paper 「金融機関のコーポレート・ガバナンスと報酬方針」公表 ・2011年4月：Green Paper 「EUのコーポレート・ガバナンスの枠組み」公表 ・2011年11月：上記Green Paperに対するフィードバック公表

*FRC: Financial Reporting Council

BIS: Department for Business Innovation & Skills

主な動きの概要

日 本	米 国	英 国	欧 州 (EU)
<p>法務省法制審議会 会社法制部会 主要 検討項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社外取締役選任の義務化 ・監査・監督委員会制度の導入 ・2段階代表訴訟制度の導入 	<p><u>Say-on-pay vote</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、役員報酬を株主総会の議案としなければならない(ただし勧告決議) <p><u>Proxy access rule</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象上場企業の株式を3%以上かつ3年以上保有する株主は、自らが推薦する候補者を会社に通知し、会社が作成する株主総会招集通知に掲載するよう求めることができる <p style="text-align: center;">↓</p> <p>2011年7月に費用対効果等が不明確であることから、連邦裁判所が無効と判断</p>	<p><u>Stewardship Code</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象:機関投資家 ・概要(義務) <ol style="list-style-type: none"> 1. 受託者責任を果たすためのポリシーの公開 2. 利益相反に係る厳格なポリシーの設定とその公開 3. 投資先企業の監視 4. 株主価値を守り、向上させるための活動における明確なガイドラインの設定 5. 必要に応じた他の投資家との協調 6. 議決権行使における明確なポリシーの設定と公開 7. 受託者責任に係る活動と議決権行使結果の定期的な報告 	<p><u>Green Paper</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要質問事項 <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会議長とCEOの機能と責務を明確に分けるべきか 2. 取締役会メンバーの採用方針を具体的にし、そのダイバーシティ方針を公開すべきか、また男女比率がより適切であるべきか 3. 社外取締役が就任する企業数に制限を設けるべきか 4. 役員報酬方針、報酬年次レポート、役員個人報酬額は、公開されるべきか、またそれらは、株主総会で議決されるべきか 5. 企業のリスク・テイクについて取締役会が承認し、株主に報告すべきか、またそれが企業にとって効果的、適切であることを取締役会が保証すべきか 6. 現在のEUルールで不適切な短期志向を助長しているものは何か 7. 運用会社が長期投資家として運用するためにとるべき報酬体系、パフォーマンス評価はあるか、またEU法によってモニターすべきか 8. EUは株主の協調を促進すべきか 9. EU法は、議決権助言機関に対して、分析方法、利益相反等についてより透明性を求めるべきか、またコンサルティング・サービスを制限すべきか 10. 少数株主にさらなる権利が必要であると考えるか

発行体に対するコーポレート・ガバナンスに係る我が国の法令等

会社法(平成18年)	企業内容等の開示に関する内閣府令 (平成22年)	東証上場規則
<p>▶コーポレート・ガバナンス確保のための措置等</p> <p>○すべての大会社に対する内部統制システムの一環である業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針決定の義務付け</p> <p>○株主総会における取締役解任決議要件を特別決議から普通決議に緩和</p> <p>○機関設計の選択</p> <p>✓取締役会設置会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査役を設置:(1)監査役は、株式会社若しくはその子会社の取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与若しくは執行役を兼ねることができない、(2)監査役は3人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない <p>✓委員会設置会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設置 	<p>▶有価証券報告書等の「コーポレート・ガバナンスの状況」等における特定事項の開示の義務付け(平成22年)</p> <p><u>開示が義務付けられた主要事項</u></p> <p>○コーポレート・ガバナンス体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓コーポレート・ガバナンス体制の概要・当該体制を採用する理由 ✓財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役または監査委員の有無 ✓社外取締役・社外監査役と内部統制部門との連携 ✓社外取締役・社外監査役の設置状況・設置していない場合の理由等 <p>○役員報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓役員(報酬の額が1億円以上であるものに限ることができる。)ごとの報酬等の種類別(金銭報酬、ストックオプション、賞与、退職慰労金等)の額 ✓役員の役職ごとの報酬等の種類別の額 ✓報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の内容及び決定方法等 <p>○議決権行使結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓臨時報告書において、株主総会における議案ごとの議決権行使の結果(得票数等)を開示 	<p>▶コーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出義務及び当該報告書の開示(平成18年)</p> <p><u>提出する報告書の内容(概要)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等 ✓経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 ✓株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況 ✓内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 <p>▶上場会社の独立役員選任及びその開示の義務化(平成21年)</p>

法制審議会 会社法制部会 第16回会議(平成23年12月7日開催) 会社法制の見直しに関する中間試案(案 概要) 1

➤ 社外取締役選任の義務付け

- ✓ A案: 監査役設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)において、1人以上の社外取締役の選任を義務付ける
- ✓ B案: 金商法24条1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない株式会社において、1人以上の社外取締役の選任を義務付ける
- ✓ C案: 現行法の規律を見直さない

➤ 監査・監督委員会設置会社制度

- ✓ 監査・監督委員会の構成・権限等: 委員は3人以上で取締役、かつその過半数は、社外取締役
当該会社若しくはその子会社の業務執行取締役、支配人、使用人、又、当該会社の子会社の会計参与、執行役を兼ねることができない
- ✓ 監査・監督委員会の経営者からの: 監査・監督委員は、株主総会の決議によって選任
監査・監督委員である取締役の解任は、株主総会の特別決議

法制審議会 会社法制部会 第16回会議(平成23年12月7日開催)

会社法制の見直しに関する中間試案(案 概要) 2

➤ 社外取締役及び社外監査役に関する規律

- ✓ 社外取締役等の要件における親会社関係者の取扱い

A案: 社外取締役の要件

株式会社の親会社の取締役、執行役、支配人、その他の使用人でないことを要件に追加

株式会社の取締役、執行役、支配人、その他の使用人の配偶者または2親等内の血族・姻族でないことを要件に追加

社外監査役の要件

株式会社の親会社の取締役、監査役、執行役、支配人、その他の使用人でないことを要件に追加

株式会社の取締役、支配人、その他の使用人の配偶者または2親等内の血族・姻族でないことを要件に追加

B案: 現行法の規律を見直さない

- ✓ 社外取締役等の要件に係る対象期間の限定

社外取締役として就任する前の全期間ではなく、就任する前10年間ににおける株式会社等との関係、社外監査役の要件についても同様